

岩手県ダンススポーツ連盟代議員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県ダンススポーツ連盟規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、本連盟の総会を構成する代議員の選出等に関し必要な事項を定めるものとする。

(代議員の資格、選出基準)

第2条 代議員は、JDSF会員でなければならない。

2 代議員は、規約第17条に規定する役員と兼ねることができないものとする。

3 本連盟に加盟するサークル（以下「認定サークル」という。）が選出する代議員の数は、別表に定めるとおりとする。

(代議員の選出)

第3条 認定サークルは、前条の基準に基づきその都度代議員を選出するものとする。

(補則)

第4条 この規程に定めのない事項は、理事会においてその都度定める。

附 則

この規程は、平成10年11月29日から施行する。ただし、第4条の規定は、日本アマチュアダンス協会規約（平成8年2月3日制定）が施行される日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月9日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年7月13日から施行する。

附 則

この規程は、2022年5月29日から施行する。

別表（第2条関係 代議員数）

届出会員数	認定サークル基本代議員数	会員数に応じて加える追加代議員数	選出する代議員数合計
5名～20名	1名	0名	1名
21名～30名	1名	1名	2名
31名～40名	1名	2名	3名
41名～50名	1名	3名	4名
51名～60名	1名	4名	5名
61名～70名	1名	5名	6名
71名～80名	1名	6名	7名
81名～90名	1名	7名	8名
91名～100名	1名	8名	9名
以下同様に10名までごと	1名	以下10名までごとに1名追加	基本代議員と追加代議員の合計